

## 平成 3 0 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（福祉・年金WG関係）

- ① X I - 1 - 3 総合的な認知症施策を推進すること . . . . . P 1
- ② X II - 1 - 1 国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において、国際社会に貢献すること . . . . . P 3
- ③ X III - 1 - 1 国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること . . . . . P 6

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(X I - 1 - 3))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

|  |  |  |                   |                         |                        |  |                       |                      |                 |             |   |
|--|--|--|-------------------|-------------------------|------------------------|--|-----------------------|----------------------|-----------------|-------------|---|
| <p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p>                        | <p>総合的な認知症施策を推進すること(施策目標X I - 1 - 3)<br/>                 基本目標X I : 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること<br/>                 施策大目標1 : 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること</p>  |  |                   |                         |                        | <p><b>担当<br/>部署名</b></p>   | <p>老健局総務課認知症施策推進室</p> | <p><b>作成責任者名</b></p> | <p>室長 田中 規倫</p> |             |   |
| <p><b>施策の概要</b></p>                                    | <p>我が国の認知症高齢者数は、平成24年で462万人と推計されており、平成37年には約700万人、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれている。厚生労働省は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、平成27年1月に「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向け～(新オレンジプラン)」を関係12省庁と共同で策定し、その後、平成29年7月に数値目標の更新や施策を効果的に実行するための改定を行った。これに基づき、認知症施策を推進することとしている。</p> |  |                   |                         |                        |  |                       |                      |                 |             |   |
| <p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>                            | <p>1</p>   | <p>誰もが認知症とともに生きることになる可能性があり、また、誰もが介護者等として認知症に関わる可能性があるなど、認知症は皆にとって身近な病気であることを普及・啓発を通じて社会全体として確認していくことが必要である。</p> |                   |                         |                        |  |                       |                      |                 |             |   |
|  | <p>2</p>   | <p>認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく、そのときの容態にもっともふさわしい場所で医療・介護等が提供される循環型の仕組みを構築することが重要である。</p>                            |                   |                         |                        |  |                       |                      |                 |             |   |
| <p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>                             | <p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>  |  |                   |                         |                        | <p><b>達成目標の設定理由</b></p>  |                       |                      |                 |             |   |
| <p>目標1<br/>(課題1)</p>                                   | <p>認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進</p>  |  |                   |                         |                        | <p>社会全体で認知症の人を支える基盤として、認知症の人の視点に立って、認知症への理解を深めるための普及・啓発を図る必要があるため。</p>   |                       |                      |                 |             |   |
| <p>目標2<br/>(課題2)</p>                                   | <p>認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供</p>   |  |                   |                         |                        | <p>本人主体の医療・介護等を基本に据えて医療・介護等が有機的に連携し、認知症の容態の変化に応じて適時・適切に切れ目なく提供されることで、認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるようにするため。</p>  |                       |                      |                 |             |   |
| <p><b>達成目標1について</b></p>                                |  |  |                   |                         |                        |  |                       |                      |                 |             |   |
| <p><b>測定指標(アウトカム、アウトプット)<br/>※数字に○を付した指標は主要な指標</b></p> |  | <p><b>基準値</b></p>  | <p><b>目標値</b></p> | <p><b>年度ごとの目標値</b></p>  |                        | <p><b>年度ごとの実績値</b></p>   |                       |                      |                 |             | <p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>   |
| <p>①</p>   | <p>認知症サポーター数<br/>(アウトプット)</p>  | <p>545万人</p>   | <p>平成26年</p>      | <p>1200万人</p>           | <p>目標年度</p>            | <p>29年度</p>  | <p>30年度</p>           | <p>31年度</p>          | <p>32年度</p>     | <p>33年度</p> | <p>認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために、認知症の方々を理解し、温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行っており、その人数を指標として選定した。認知症サポーターの養成については、認知症施策推進総合戦略において、平成32年度末までに1200万人を育成するという目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。<br/>(参考)平成27年度実績:750万人、平成28年度実績:880万人</p> |
| <p><b>達成手段1</b></p>                                    |  | <p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>  |                   | <p><b>30年度当初予算額</b></p> | <p><b>関連する指標番号</b></p> | <p><b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b></p>   |                       |                      |                 |             | <p><b>平成30年行政事業レビュー事業番号</b></p>   |
| <p>(1)</p>   | <p>認知症施策等総合支援事業等<br/>(平成18年度)</p>  | <p>1,174百万円<br/>(1,106百万円)</p>   |                   | <p>1,417百万円</p>         | <p>1</p>               | <p>都道府県または市区町村等が行う以下のような介護関連事業に対し、当該経費等の一部又は全部を補助する。<br/>                 【認知症施策等総合支援事業】<br/>                 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるよう介護、医療、地域支援、権利擁護、若年性認知症の各分野において事業を実施する。<br/>                 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目指すためには、その地域における認知症の理解者を増やし、その地域の中で認知症の人やその家族を見守り、支援をしていく事が必要である。そのため、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする認知症サポーターを養成することが重要である。</p> |                       |                      |                 |             |   |

| 達成目標2について                         |   |                            |             |           |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |
|-----------------------------------|---|----------------------------|-------------|-----------|------------------|--|------------------|---------------|--------|-------------------|---|--|
| 測定指標(アウトカム、アウトプット)                |   | 基準値                        |             | 目標値       |                  | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値   |                  |               |        |                   | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                                   |   | 基準年度                       |             | 目標年度      |                  | 29年度   | 30年度             | 31年度          | 32年度   | 33年度              |   |  |
| ②                                 | 認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを修了した医師等の合計値の累計値<br>【AP改革項目関連：社会保障分野⑦】<br>(アウトプット) | -                          | -           | 32.7万人    | 平成32年度末          | 15.2万人   | 前年度以上            | 前年度以上         | 32.7万人 | -                 | 認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するためには、早期診断・早期対応や認知症医療や介護における医療・介護の連携が不可欠であり、その役割を担う認知症サポート医養成研修、かかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修のいずれかを終了した医師等の合計の累計値を指標として算定した。これらの累計修了者数については、認知症施策推進総合戦略において、平成32年度末までに32.7万人という目標を掲げており、毎年度その数値を上昇させることを目標としている。<br><br>(参考)平成27年度実績：9.2万人、平成28年度実績15.2万人 |  |
| 達成手段2                             |   | 補正後予算額(執行額)                |             | 30年度当初予算額 | 関連する指標番号         | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等   |                  |               |        |                   | 平成30年行政事業レビュー事業番号   |  |
| (2)                               | 医療・介護サービスの提供体制改革のための基金<br>(平成27年度)  | 1,524億円の内数<br>(1,292億円の内数) |             | 483億円の内数  | 2                | 地域包括ケアシステムの構築に向けて、都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行うことにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活するために必要な介護サービスをより一層確保することができる。また、早期診断・早期対応や地域における医療・介護の連携が必要不可欠であり、その役割を担う、認知症サポート医養成研修やかかりつけ医認知症対応力向上研修、一般病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対する認知症対応力向上研修を修了した医師等の存在が必要不可欠である。本事業の実施により、これらの人材の養成等を行うことができ、認知症施策の推進を図ることができる。 |                  |               |        |                   |   |  |
| 施策の予算額・執行額                        |   | 区分                         |             | 29年度      |                  | 30年度   |                  | 31年度要求額       |        | 政策評価実施予定時期(評価予定表) | 平成31年度  |  |
|                                   |   | 予算の状況<br>(千円)              | 当初予算(a)     |           | 2,979,449,692の内数 |  | 3,072,437,657の内数 |               |        |                   |   |  |
|                                   |   |                            | 補正予算(b)     |           | -2,090,853の内数    |  |                  |               |        |                   |   |  |
|                                   |   |                            | 繰越し等(c)     |           |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |
|                                   |   |                            | 合計(d=a+b+c) |           | 2,977,358,839の内数 |  | 3,072,437,657の内数 |               |        |                   |   |  |
|                                   |   | 執行額(千円、e)                  |             |           |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |
| 執行率(%、e/d)                        |   |                            |             | -         |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |
| 関連税制                              |   |                            |             |           |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |
| 施策に関する内閣の重要施策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |   | 施政方針演説等の名称                 |             |           |                  | 年月日  |                  | 関係部分(概要・記載箇所) |        |                   |   |  |
|                                   |   |                            |             |           |                  |  |                  |               |        |                   |   |  |

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(XII-1-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

|                                 |  |                          |   |                      |  |
|---------------------------------|--|--------------------------|---|----------------------|--|
| <p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p> | <p>国際機関の活動への参画・協力等を通じて、保健・労働等分野において、国際社会に貢献すること(施策目標XII-1-1)<br/>基本目標XII 国際化時代にふさわしい厚生労働行政を推進すること<br/>施策大目標1 国際社会への参画・貢献を行うこと</p>  | <p><b>担当<br/>部局名</b></p> | <p>大臣官房国際課<br/>健康局健康課<br/>医薬・生活衛生局水道課</p>   | <p><b>作成責任者名</b></p> | <p>大臣官房国際課長 秋山 伸一<br/>健康局健康課長 正林 督章<br/>医薬・生活衛生局水道課長 是澤 裕二</p> |
| <p><b>施策の概要</b></p>             | <p>○世界保健機関(WHO)、国連合同エイズ計画(UNAIDS)等の国際機関が行う技術協力事業等に対して協力すること<br/>○OECDが行う研究・分析事業に対して協力すること<br/>○国際労働機関(ILO)が行うディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)実現のための事業に対して協力すること<br/>○国連開発計画(UNDP)が行う開発途上国支援事業に対して協力すること</p>  |                          |   |                      |  |
| <p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>     | <p>1 【世界保健機関等拠出金事業】<br/>世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を通じ、国際保健分野における諸課題への取り組みを強化することを目的としている(世界保健機関憲章第57条(WHO)、国際連合経済社会理事会決議1994/24第12条(UNAIDS))。<br/>【たばこ規制枠組条約締約国会議事務局分担金】<br/>たばこの消費等が健康に及ぼす悪影響から現在及び将来の世代を保護することを目的としている(たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約)。<br/>【OMN拠出金】<br/>世界保健機関(WHO)、国際水協会(IWA)、国立保健医療科学院のメンバーで運営するワーキンググループ「OMN」(Operation and Maintenance Network)が、開発途上国の水道・衛生サービス向上を目的とした活動を実施している。</p> <p>2 OECDによる世界経済の主要国の雇用労働・社会問題・保健医療分野の様々な課題に関する多角的・総合的な分析を通じて、日本の雇用労働・社会保障政策等の改善を図ることを目的としている(OECD予算規則第20条第1項)</p> <p>3 国際労働機関(ILO)を通じ、労働条件の改善を通じて、社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与すること、完全雇用、労使協調、社会保障等の国際協力を推進しているが、アジア・太平洋地域では、世界人口の約6割を擁するとともに世界でも高い経済成長率を維持している一方でインフォーマル労働者など経済成長の恩恵を受けることができない社会的弱者が存在している。そのため均衡ある社会・経済の発展が喫緊の課題となっている。</p> <p>4 顧みられない熱帯病(NTD)や結核、マラリア等の開発途上国を中心に蔓延する疾病の治療薬の研究開発は、先進国において需要が少ない等の理由から充分になされていない。</p> |                          |   |                      |  |
| <p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>      | <p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>  |                          | <p><b>達成目標の設定理由</b></p>   |                      |  |
| <p>目標1<br/>(課題1)</p>            | <p>保健に係る国際機関への貢献を通じて、保健分野における我が国のリーダーシップを発揮する。</p>   |                          | <p>我が国は、G7、G20、WHOを通じて、国際保健へのリーダーシップを発揮してきており、引き続き国際保健分野の取組を主導していくことで、我が国や諸外国の保健医療の向上につながるため。</p>   |                      |  |
| <p>目標2<br/>(課題2)</p>            | <p>OECDの事業のうち、厚生労働省が拠出している事業に対するOECD各国の評価平均で3点以上の評価を得る。</p>  |                          | <p>・OECDの研究等に拠出する事業は、研究成果等をOECD加盟国が活用することで加盟国間の相互発展を図ることから、高い活用が望まれる。具体的には、加盟国がOECDの各事業を1～5の5段階で評価するOECD事業実施報告(PIR, Programme Implementation Reporting)において、中程度である3以上の評価を得ることが一つの基準になると考えられるため、厚生労働省が拠出しているOECD事業に対するOECD各国の評価平均で3点以上を目標値としている。</p> |                      |  |
| <p>目標3<br/>(課題3)</p>            | <p>国際労働機関が行う各事業に設定されている計画を達成することを通じて、アジア・太平洋地域のディーセント・ワーク実現に寄与すること。</p>  |                          | <p>・国際労働機関が行う各事業はアジア・太平洋地域のディーセント・ワークを実現するために実施されており、計画を達成することでディーセント・ワークの実現に資することが可能となるため。<br/>・国際労働機関(ILO)を通じ、アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現を図ることを目的としている(国際労働機関(ILO)憲章第13条)。</p>  |                      |  |
| <p>目標4<br/>(課題4)</p>            | <p>国連開発計画(UNDP)への拠出を通じて、開発途上国向けの医薬品の研究開発等の促進を図る。</p>   |                          | <p>開発途上国で蔓延している疾病に対しては商業ベースの医薬品開発は充分になされておらず、政府の支援(国費の投入)が必要であるため。</p>  |                      |  |

達成目標1について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 |                            | 基準値 | 基準年度 | 目標値   | 目標年度   | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 |      |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|---|----------------------------|-----|------|-------|--------|----------------------|------|------|------|------|--|
|   |                            |     |      |       |        | 29年度                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |  |
| ①                                       | WHOの職員数に占める日本人職員の人数(アウトカム) | 34  | 27年度 | 51    | 平成32年度 | -                    | 39   | -    | 51   | -    | WHOなど国際機関に多くの日本人が働くことで、日本の考え方や知見等の世界的発信につながるため。<br>目標値51人は、27年度比で50%増加させるというもので、平成28年5月に取りまとめられた「国際保健に関する懇談会」報告書によるものである。<br>(参考)平成27年度実績:34人、平成28年度実績:41人 |
| 2                                       | WHOでの日本人インターンの人数(アウトプット)   | -   | -    | 前年度以上 | 毎年度    | 34人                  | -    | -    | -    | -    | WHOなど国際機関で働く日本人職員を増やすためには、インターンなどにより多くの人に国際機関の仕事に興味をもってもらうことが重要であるため。<br>(参考)平成27年度実績:21人、平成28年度実績:34人   |
| 3                                       | 世界で新たにHIVに罹患した人数の          | -   | -    | 前年度   | 毎年度    | 180万人                | -    | -    | -    | -    | 国際保健分野の主要な課題として、エイズの感染拡大の防止があり、日本が国連合同エイズ計画(UNAIDS)に拠出金によりそれを援助していることから、増やす目的に向けた国連合同エイズ計画(UNAIDS)の取組が重要となる  |



|     |                |                        |                        |          |   |   |
|-----|----------------|------------------------|------------------------|----------|---|---|
| (6) | 国際機関分担金(大正7年度) | 5,171百万円<br>(5,171百万円) | 4,102百万円<br>(4,102百万円) | 4,159百万円 | - | 国際労働機関(ILO)による国際労働基準の策定及び監視、国際的技術協力などの活動を支援することにより、労働条件の改善を通じた社会正義を基礎とする世界の恒久平和の確立に寄与し、国際社会へ貢献する。 |
|-----|----------------|------------------------|------------------------|----------|---|---|

達成目標4について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)            | 基準値 | 基準年度 | 目標値 | 目標年度 | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 |      |      |      |      | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|-------------------------------|-----|------|-----|------|----------------------|------|------|------|------|--|
|                               |     |      |     |      | 29年度                 | 30年度 | 31年度 | 32年度 | 33年度 |  |
| ⑩ 非臨床試験及び治験等の実施及び完了件数(アウトカム)  | 39件 | 28年度 | 57件 | 34年度 | 20件<br>47件           | 39件  | 43件  | 47件  | 53件  | 本事業は、医薬品の研究開発支援を目的として資金を拠出するものであり、平成30～34年度までの5年間で合計18件の案件の採択、実施、完了を目指している。このため、28年度までの実績を踏まえ、30～32年度は各年4件、33～34年度は各年5件ずつ増加させることを目標としている。<br>(参考)平成27年度実績:30件、平成28年度実績:39件 |
| 11 選考委員会、理事会、評議会の開催回数(アウトプット) | -   | -    | 7回  | 毎年度  | 7回<br>7回             | 7回   | 7回   | 7回   | 7回   | 本事業は、医薬品の研究開発支援を目的として資金を拠出するものであり、当該資金に基づく投資計画や実績評価は、選考委員会、理事会、評議会によって審議・決定されている。このため、これらの会議が適切に開催されることを目標としている。<br>(参考)平成27年度実績:7回、平成28年度実績:7回                            |

| 達成手段4                  | 補正後予算額(執行額) |                 | 30年度当初予算額 | 関連する指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等  | 平成30年行政事業レビュー事業番号 |
|------------------------|-------------|-----------------|-----------|----------|---|-------------------|
|                        | 28年度        | 29年度            |           |          |   |                   |
| (7) 開発途上国向け医薬品研究開発支援事業 | 0<br>(0)    | 1,800百万円<br>(0) | 400百万円    | 10,11    | 国連開発計画(UNDP)を通じて、開発途上国向け医薬品研究開発に対して拠出を行う。日本の製薬産業の優れた研究開発力を活かして、開発途上国向けの医薬品研究開発と供給支援を官民連携で促進することにより、国際保健分野での貢献を行うとともに、日本の製薬産業の海外進出を下支えすることによって日本の製薬産業の成長・発展を図るものである。 |                   |

| 施策の予算額・執行額 | 区分        |             | 29年度 | 30年度       | 31年度要求額    | 政策評価実施予定時期(評価予定表) | 平成31年度 |   |
|------------|-----------|-------------|------|------------|------------|-------------------|--------|---|
|            | 予算の状況(千円) | 当初予算(a)     |      | 11,319,784 | 11,926,001 |                   |        | - |
|            |           | 補正予算(b)     |      | 6,800,000  | -          |                   |        |   |
|            |           | 繰越し等(c)     |      | 0          | -          |                   |        |   |
|            |           | 合計(d=a+b+c) |      | 18,119,784 |            |                   |        | - |
|            | 執行額(千円、e) |             |      |            |            |                   |        |   |
| 執行率(%、e/d) |           |             |      |            |            |                   |        |   |

| 関連税制 |
|------|
|      |

| 施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称              | 年月日        | 関係部分(概要・記載箇所)                            |
|-------------------------------|-------------------------|------------|--|
|                               | 第196回通常国会施政方針演説(内閣総理大臣) | 平成30年1月22日 | 二年後の東京オリンピック・パラリンピックを目指し、受動喫煙防止対策を徹底します。 |

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省30(XIII-1-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

|                                 |   |   |  |                  |                      |                     |
|---------------------------------|---|---|--|------------------|----------------------|---------------------|
| <p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p> | <p>国立感染症研究所など国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること(施策目標XIII-1-1)<br/>基本目標XIII:国民生活の向上に関わる科学技術及び医薬品等の研究開発の振興並びに保健衛生分野の調査研究の充実を図ること<br/>施策大目標1:国立試験研究機関の適正かつ効果的な運営を確保すること</p>              |   | <p><b>担当<br/>部署名</b></p>   | <p>大臣官房厚生科学課</p> | <p><b>作成責任者名</b></p> | <p>厚生科学課長 浅沼 一成</p> |
| <p><b>施策の概要</b></p>             | <p>本施策は、次の項目を柱に実施している。<br/>1. 国立医薬品食品衛生研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること<br/>2. 国立保健医療科学院の適正かつ効果的な運営を確保すること<br/>3. 国立社会保障・人口問題研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること<br/>4. 国立感染症研究所の適正かつ効果的な運営を確保すること</p> |   |  |                  |                      |                     |
| <p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>     | <p>1</p>  | <p>医薬品・医療機器分野、食品分野、安全性・生活関連・情報分野における、品質・有効性・安全性、健康被害の防止等の観点から研究・試験、検査及び評価、分析法の確立、情報提供等を行う。</p>              |  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>2</p>  | <p>保健医療、生活衛生、社会福祉施策を運営するための専門技術等について業務に携わる自治体職員等に対する研修及びこれらに関わる各種政策課題への対応や改善の科学的根拠等を示すための研究等を行う。</p>        |  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>3</p>  | <p>国の社会保障制度をはじめとする各種施策立案の基礎資料として、将来人口推計や社会保障給付費の推移等の公表及び人口・社会保障に関する研究を行う。</p>                               |  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>4</p>  | <p>感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験研究、生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤の生物学的検査等を行う。</p>                |  |                  |                      |                     |
| <p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>      | <p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>   |   | <p><b>達成目標の設定理由</b></p>  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>目標1<br/><br/>(課題1)</p>   | <p>医薬品・医療機器、食品、食品添加物及び化学物質等について、品質・安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行い、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>        | <p>厚生労働省組織令第136条において、<br/>・国家検定を要する医薬品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと<br/>・国内消費医薬品(生物学的製剤並びに抗菌性物質及びその製剤を除く。)、医薬部外品、化粧品、医療機器、再生医療等製品及び食品等の試験及び検査(消毒剤、殺虫剤及び殺菌剤の生物学的検査を除く。)並びにこれに必要な研究を行うこと。<br/>・毒物及び劇物の試験及び検査並びにこれに必要な研究を行うこと。<br/>・医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器及び再生医療等製品の試験的製造を行うこと。<br/>・その他衛生上必要な事項の試験、調査及び研究を行うこと。<br/>とされているため。</p>                        |                  |                      |                     |
|                                 | <p>目標2<br/><br/>(課題2)</p>   | <p>国及び地方公共団体等において保健医療、生活衛生及び社会福祉等の業務に関連する人に対し、専門的な教育を行い、保健医療等の向上及び改善を図ること。これらの調査及び研究を行うこと。</p>              | <p>厚生労働省組織令第138条において、<br/>・保健医療事業又は生活衛生に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する保健医療及び生活衛生に関する学理の応用の調査及び研究(疾病の診断及び治療に係るものを除く。)を行うこと。<br/>・社会福祉事業に係る職員その他これに類する者の養成及び訓練並びにこれに対する社会福祉に関する学理の応用の調査及び研究(保健医療及び生活衛生に関するものに限る。)を行うこと。<br/>とされているため。</p>  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>目標3<br/><br/>(課題3)</p>   | <p>人口研究、社会保障研究はもとより、人口・経済・社会保障の間の関連について調査研究を行い、社会保障に関連する政策の立案、評価に資するとともに、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p> | <p>厚生労働省組織令第139条において、国立社会保障・人口問題研究所は、社会保障及び人口問題に関する調査及び研究を行うこととされているため。</p>  |                  |                      |                     |
|                                 | <p>目標4<br/><br/>(課題4)</p>   | <p>感染症等の病原及び病因の検索、予防治療方法の研究並びに細菌学的及び生物学的試験検査研究を行い、研究成果等を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与すること。</p>                       | <p>厚生労働省組織令第140条において、<br/>・病原及び病因の検索並びに予防及び治療の方法の研究及び講習を行うこと。<br/>・予防、治療及び診断に関する生物学的製剤、抗菌性物質及びその製剤、消毒剤、殺虫剤並びに殺菌剤の生物学的検査、検定及び試験的製造並びにこれらの医薬品及び医薬部外品の生物学的検査及び検定に必要な標準品の製造を行うこと。<br/>・ペストワクチンその他使用されることがまれである生物学的製剤又はその製造が技術上困難な生物学的製剤の製造を行うこと。<br/>・食品衛生に関し、細菌学的及び生物学的試験及び検査を行うこと。<br/>・その他予防衛生に関し、科学的調査及び研究を行うこと。<br/>・予防衛生に関する試験及び研究の調整を行うこと<br/>とされているため。</p> |                  |                      |                     |

達成目標1について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 |  | 基準値            | 基準年度 | 目標値       | 目標年度     | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値   |          |          |          |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|---|--|----------------|------|-----------|----------|--|----------|----------|----------|----------|---|
|   |  |                |      |           |          | 29年度   | 30年度     | 31年度     | 32年度     | 33年度     |   |
|   |  |                |      |           |          | 平均3.5点以上   | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 |   |
| ①                                       | 国立医薬品食品衛生研究所における研究課題評価(毎年度実施)<br>※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム) | -              | -    | 平均3.5点以上  | 毎年度      | 平均3.5点以上   | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。<br>なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。<br>(参考)平成27年度実績:4.4点、平成28年度実績:4.3点 |
| 達成手段1                                   |  | 補正後予算額(執行額)    |      | 30年度当初予算額 | 関連する指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等   |          |          |          |          | 平成30年行政事業レビュー事業番号   |
|   |  | 28年度           | 29年度 |           |          |  |          |          |          |          |   |
| (1)                                     | 国立医薬品食品衛生研究所基盤的研究費(平成14年度)                                     | 130百万円(130百万円) |      | 123百万円    | 1        | 国立医薬品食品衛生研究所において、<br>①医薬品の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究<br>②食品及び食品添加物等の品質・安全性確保に関する基盤研究<br>③医療機器及び生活関係化学物質等の品質・有効性・安全性確保に関する基盤研究<br>④医薬品・食品・食品添加物及び生活関係化学物質等に係る各種毒性試験法等に関する基盤研究等を行う。<br>これにより、医薬品、医療機器、食品、食品添加物及び生活関係化学物質等に関する基礎的研究を進め、国内外における諸分野の動向を踏まえた最新の規格・基準の策定等に資するもの。  |          |          |          |          |   |
| (2)                                     | 安全性生物試験研究センター運営費(昭和52年度)                                       | 37百万円(37百万円)   |      | 74百万円     | 1        | 安全性生物試験研究センターにおける「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する指針」等に準拠した動物実験が円滑に実施できるようセンターにおける動物飼育室の空調管理及び「動物の愛護および管理に関する法律」等に準拠した各種実験動物の飼育管理等を実施する。<br>これにより、医薬品、食品、食品添加物及び生活関係化学物質の安全性・有効性を確保するための試験・研究に必要な動物実験の円滑な実施に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (3)                                     | 国立医薬品食品衛生研究所施設管理事務経費(昭和50年度)                                   | 22百万円(22百万円)   |      | 22百万円     | 1        | 国立医薬品食品衛生研究所における医薬品・医療機器、食品、化学物質の品質、安全性及び有効性を評価するための試験・研究・調査を円滑に実施するため、動物庁舎における排水処理や水道設備の管理等の施設の維持管理業務を行う。<br>これにより、同研究所が行う国民の健康と生活環境を維持向上させるために必要な試験・研究・調査の円滑な実施に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (4)                                     | 総合化学物質安全性研究費(生活環境暴露評価基盤研究費)(平成8年度)                             | 4百万円(4百万円)     |      | 4百万円      | 1        | 参加地方衛生研究所の所在地域に在住する一般市民の生活環境を対象として、<br>①国立医薬品食品衛生研究所に設置した暴露評価委員会での討議を踏まえて選定された化学物質を対象に、参加地方衛生研究所において一般居住環境での試料採取を行う。<br>②国立医薬品食品衛生研究所において採取試料中の化学物質濃度の測定及び室内環境での多経路暴露解析を実施し、データベースとして情報を集積する。<br>これにより、家庭用品等に由来する化学物質の生活環境中における環境濃度データを収集し、データベースの構築及び維持を行うことで、暴露評価の適正な実施に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (5)                                     | 国立医薬品食品衛生研究所共同利用型高価研究機器整備費(平成5年度)                              | 152百万円(152百万円) |      | 153百万円    | 1        | 厚生労働省全体の共同利用型機器として、主に化学系の高価分析機器である核磁気共鳴装置、タンデムマス装置、LC/MS/MS装置等、構造決定に有用な最先端機器を整備する。<br>これにより、厚生労働行政に必要な行政研究・事業や厚生労働科学研究の遂行に資するとともに、ひいては国における研究の推進に寄与するもの。   |          |          |          |          |   |
| (6)                                     | 研究情報基盤整備費(研究情報整備費)(平成8年度)                                      | 16百万円(16百万円)   |      | 17百万円     | 1        | 国内外の研究機関・行政機関等に対し、①国立衛研の試験研究事業によって生成された試験研究データ、②国立衛研が中心となって、あるいは協力して編集・整理・収集した科学的知識及び研究関連情報、③外部機関から国立衛研に提供された有用情報、等の情報を改ざん防止等の十分なセキュリティ対策を行った上でインターネットを通じて情報提供するとともに、外部の最新の研究情報入手するため、必要な研究情報基盤の整備を行う。<br>これにより、医薬品、食品、化学物質に関する安全性情報の根拠となる科学的データや専門家による評価情報をインターネットを通じて国内外の研究機関及び行政機関等との情報共有に資するもの。  |          |          |          |          |   |
| (7)                                     | 研究情報基盤整備費(情報を基盤とする化学物質安全性国際協力事業)(平成8年度)                        | 4百万円(4百万円)     |      | 4百万円      | 1        | 行政担当者、企業担当者、研究者及び一般市民に対し、化学物質の安全性に関する質の高い情報を提供する。具体的には以下の①～④を行う。<br>① IPCS(※)の化学物質安全性評価に関する英語文書原案の作成及びそのための情報の収集・調査及び解析・評価を行う。<br>② IPCS文書の日本語版作成とホームページ(HP)での提供を行う。<br>③ 欧米の主要機関作成の化学物質評価文書の日本語版作成とHPでの提供を行う。<br>④ OECDテストガイドラインの日本語版作成とHPでの提供を行う。<br>※ WHOの事業の1つである国際化学物質安全性計画事業のこと。<br>上記のように、IPCS事業の日本における担当機関として、国際化学物質安全性カード(ICSC)文書の作成による国際協力の推進を進めるとともに、欧米の有益な化学物質安全性評価情報の日本語翻訳とホームページを通じて広く国民への提供することで、化学物質の安全管理に資するもの。 |          |          |          |          |   |
| (8)                                     | 化学物質による緊急の危害対策を支援する知識情報基盤事業費(平成13年度)                           | 8百万円(8百万円)     |      | 4百万円      | 1        | 化学物質に起因する緊急危害対応に必要な情報の収集・蓄積・評価を行い、これらの情報を緊急時の化学物質安全性に関わる全ての関係者(医療・公衆衛生関係者、行政担当者、企業担当者)が必要な時に迅速かつ容易に活用できるようホームページで提供する。<br>①有毒物質の毒性、物性、被害事例等に関する国内外の情報の収集・調査を行う。<br>②米国AEGIL急性暴露ガイドライン濃度情報の翻訳・編集・蓄積と効率的な活用に関する研究を行う。<br>③毒物劇物取締法データベース等のデータ更新及び管理を行う。<br>これにより有害化学物質のヒト健康影響に関する情報を収集・分析し、効率的な情報発信及び検索システムを構築し、大規模な化学物質事故や化学物質テロへの対応等に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (9)                                     | 国立医薬品食品衛生研究所競争的研究事務経費(平成13年度)                                  | 59百万円(59百万円)   |      | 234百万円    | 1        | 国立医薬品食品衛生研究所の研究者に交付された競争的研究費について、<br>①研究者個人に代わって、研究機関が経理事務を行う。<br>②研究機関に利益相反委員会を設置し、利害関係が想定される企業との関わりについて適正に管理を行う。<br>これにより競争的研究費(厚生労働科学研究費補助金及び文部科学省科学研究費補助金等)の適正な執行及び公的研究である厚生労働科学研究の公正性・信頼性の確保に資するもの。   |          |          |          |          |   |

|      |   |                  |       |   |  |
|------|---|------------------|-------|---|--|
| (10) | 食品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費<br>(平成20年度)  | 23百万円<br>(23百万円) | 11百万円 | 1 | <p>①食品の安全に関わる行政機関、リスク評価機関、地方衛生研究所等の関係者及び一般国民に対し、食品の安全確保のため、食品関連情報の収集・調査・分析を行い関係機関や一般に情報提供する。</p> <p>②食品中の微生物や化学物質に関する国際機関や各国担当機関の最新情報や評価情報、文献情報等を要約した『食品安全情報』の発行により情報提供し、新たに生じた重要課題についても詳細な調査及び分析・評価(随時)を行う。</p> <p>③日本にも影響を及ぼす可能性がある国際的事業や緊急対応が求められる可能性がある事案に関しては、適宜詳細な調査を行い各関係部局をはじめ、一般にもホームページ等から情報発信を行っている。</p> <p>このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国内外の食品安全情報を収集・分析、データベース構築、関係者や国民への情報提供を実施することにより、食品の安全情報分野における対応体制の構築及び整備を進め、健康被害防止や安全性確保に資するもの。</p>   |
| (11) | 医薬品の安全性に関する情報の科学的・体系的収集、解析、評価及び提供に係る研究事業費<br>(平成20年度) | 17百万円<br>(16百万円) | 16百万円 | 1 | <p>厚生労働省医薬品局安全対策課・審査管理課、医薬品医療機器総合機構、国立病院、一般の医師・薬剤師、一般国民に対し、</p> <p>①米国FDA、欧州EMA、WHOなどの公的機関や、国際的な主要医学雑誌N Engl J Med, JAMA, Lancetなどから、最新情報を収集、分析、評価し、重要なものについて日本語で隔週、E-mailで情報提供し、ホームページ(HP)にも掲載する。</p> <p>②新たに生じた医薬品関連の課題(新型インフルエンザ流行時の抗ウイルス薬の緊急時使用、海外での医薬品のリスク最小化策の先行例など)に関し、海外公的機関の対策について情報提供やHPへの掲載を行う。</p> <p>③医薬品安全性の情報検索に有用なデータベースの構築を行う。</p> <p>このように、血液製剤によるHIV感染などを教訓として、国立医薬品食品衛生研究所において、海外の重要な医薬品安全情報を専門家が収集、分析、評価を行い、厚生労働省等の関連部署及び一般国民に対し、信頼できる最新情報として迅速に分かりやすく提供することにより、健康被害防止や安全性確保に資するもの。</p> |
| (12) | 医薬品等規制行政に直結する政策研究費<br>(平成18年度)                        | 77百万円<br>(77百万円) | 69百万円 | 1 | <p>国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を適正に予測・評価し、行政による規制に直結する科学的根拠を明確にすることにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止して安全な国民生活を確保するために必要な経費。平成30年度は、以下の研究を実施。</p> <p>①日本薬局方等の医薬品品質公定試験法拡充のための研究開発</p> <p>②安全性試験公定化にかかる検証・評価のための研究開発</p> <p>③化学物質安全性ビッグデータベースの構築と人工知能を用いた医薬品・食品・生活化学物質のヒト安全性予測評価基盤技術の開発研究</p> <p>このように、国立医薬品食品衛生研究所において、国民生活を取り巻く医薬品、医療機器、食品、その他生活環境中に存在する化学物質について、その品質、安全性及び有効性を正しく評価するための試験・研究・調査を行うことにより、産業競争力の向上及び健康に対する被害を防止し、国民生活の安全の確保に資するもの。</p>                                   |

達成目標2について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標                       | 基準値  |      | 目標値      |      | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値 |          |          |                   |              | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|---|------|------|----------|------|----------------------|----------|----------|-------------------|--------------|---|
|   | 基準年度 | 目標年度 | 29年度     | 30年度 | 31年度                 | 32年度     | 33年度     |                   |              |   |
|   |      |      |          |      |                      |          |          | 30年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標番号 |   |
| ② 国立保健医療科学院における研究課題評価(毎年度実施)<br>※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム) | -    | -    | 平均3.5点以上 | 毎年度  | 平均3.5点以上             | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上          | 平均3.5点以上     | 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。<br>なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。<br>(参考)平成27年度実績:4.2点、平成28年度実績:4点 |

| 達成手段2                               |                    | 補正後予算額(執行額) |        | 30年度<br>当初<br>予算額 | 関連する<br>指標番号  | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | 平成30年行政事業レビュー事業番号 |
|-------------------------------------|--------------------|-------------|--------|-------------------|---|------------------------|-------------------|
| 28年度                                | 29年度               | 28年度        | 29年度   |                   |   |                        |                   |
| (13) 短期研修経費<br>(平成14年度)             | 16百万円<br>(15百万円)   |             | 15百万円  | 2                 | 保健医療、生活衛生及びこれらに関連する社会福祉の分野の関係業務に従事している者に対して、地域医療連携マネジメント研修、水道工学研修、ウイルス研修、児童虐待防止研修などで各分野の最新の知識、技術等の研修を実施する。(平成30年度)<br>このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。   |                        |                   |
| (14) 専門・研究課程教育費<br>(平成14年度)         | 15百万円<br>(14百万円)   |             | 8百万円   | 2                 | ①研究課程<br>修業期限3年間で実施し、自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う。<br>②専門課程<br>保健福祉行政管理分野、地域保健福祉専攻科などの各分野で修業期限2月～1年で実施する。<br><br>このように、自治体職員等への養成及び訓練を行うことにより、保健医療、生活衛生及び社会福祉等事業の改善に寄与し、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。   |                        |                   |
| (15) 国立保健医療科学院共通経費<br>(平成14年度)      | 51百万円<br>(51百万円)   |             | 53百万円  | 2                 | 国立保健医療科学院における養成訓練及び試験研究に必要な消耗品、複写機保守等。<br>このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。   |                        |                   |
| (16) 国立保健医療科学院競争的研究事務経費<br>(平成14年度) | 69百万円<br>(69百万円)   |             | 88百万円  | 2                 | 厚生労働科学研究費補助金、科学研究費補助金、各種助成金で行う研究の機関経理を行う。<br>このように、厚生労働科学研究費補助金等の適正な事務を行うことで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。  |                        |                   |
| (17) 国立保健医療科学院運営経費<br>(平成14年度)      | 4百万円<br>(4百万円)     |             | 4百万円   | 2                 | ①研究調査の実施<br>②年報作成<br>③研究倫理審査委員会を開催<br>④特殊施設(機器分析室)の管理運営<br>⑤廃棄物の処理<br>を行う。<br>このように、経費の適正な執行に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。   |                        |                   |
| (18) 研究研修棟施設管理等事務経費<br>(平成14年度)     | 107百万円<br>(107百万円) |             | 129百万円 | 2                 | 清掃業務、設備運転保守業務、特定機器保守業務の事業を行う。<br>このように、庁舎の適正な維持管理に努めることで、国立保健医療科学院の効率的な運営に資するもの。  |                        |                   |
| (19) 国立保健医療科学院基盤的研究費<br>(平成14年度)    | 11百万円<br>(11百万円)   |             | 11百万円  | 2                 | 保健医療福祉サービスに関する<br>・健康危機管理研究のあり方に関する基盤的研究<br>・少子・高齢化社会に対応した健康確保に関する基盤的研究<br>・生活環境に関する安全・安心の確保に向けた基盤的研究<br>等に関する基礎的・基盤的研究を行う。<br><br>このように、保健医療福祉サービスに関する基礎的研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。  |                        |                   |
| (20) 電子図書館事業費<br>(平成14年度)           | 14百万円<br>(14百万円)   |             | 11百万円  | 2                 | ①厚生労働科学研究成果データベースシステムを開発し、研究成果のデータベース化を行う。<br>②厚生労働科学研究成果(研究概要及び研究報告書本文)を迅速に公開する。<br>③公衆衛生分野の関連資料(古典的な資料、基礎的な統計資料等)の電子化と公開を行う。<br>④府省共通研究開発管理システム(e-Rad)との連携により研究登録情報等の一元的な管理を行う。<br><br>このように、厚生労働科学研究成果データベースシステムにより、厚生労働施策に関する科学的根拠等を公開し、情報の共有を図ることは、研究事業を日常的に支えるとともに保健医療の現場等へ最新の情報を提供することにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。   |                        |                   |
| (21) 医療・福祉サービス研究<br>(平成14年度)        | 4百万円<br>(4百万円)     |             | 4百万円   | 2                 | 有効な介護予防のための保健事業の開発、実施、評価支援に関する調査研究、医療機関における新たな概念と手法を用いたマネジメント教育に関する研究及び保健医療福祉サービスに関する調査研究を行う。<br>本事業により、医療・福祉サービス分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。   |                        |                   |
| (22) 生活環境研究<br>(平成18年度)             | 9百万円<br>(9百万円)     |             | 9百万円   | 2                 | 国立保健医療科学院で保有する浄水処理実験プラントおよび関連の実験装置等を活用し、水道原水の変動や原水汚染に対応する処理技術の評価及び、浄水施設の運転管理手法の最適化に関する研究、高度浄水処理の実用化及び既存の浄水処理技術の性能向上に関する研究を行う。これらの成果を原水水質に対応する処理システムとしてその性能、運転管理方法等について整理する。また、水道水の放射性物質の検査実施地域、対象項目、採水場所、検査頻度、精度管理等を検討し、モニタリング手法を検証する。さらに、JICA専門家等として関わってきた水道、水の衛生分野における国際協力や、WHO(国際保健機関)研究協力センターとしての活動などに関連して、調査研究事業を実施し、水分野の国際協力の一層の推進を図る。<br>本事業により、生活環境分野に関する調査研究を行い研修等に反映させることにより、国立保健医療科学院の目的の達成に資するもの。 |                        |                   |

| 達成目標3について                               |  |                    |   |           |          |   |          |          |          |          |   |
|---|--|--------------------|---|-----------|----------|---|----------|----------|----------|----------|---|
| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標 |  | 基準値                |   | 目標値       |          | 年度ごとの目標値  |          |          |          |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|   |  |                    |   |           |          | 年度ごとの実績値  |          |          |          |          |   |
|   |  |                    |   |           |          | 29年度  | 30年度     | 31年度     | 32年度     | 33年度     |   |
| ③                                       | 国立社会保障・人口問題研究所における研究課題評価(毎年度実施)<br>※総合評価は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム) | -                  | - | 平均3.5点以上  | 毎年度      | 平均3.5点以上  | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効率的に実施することができる。<br>なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。<br>(参考)平成27年度実績:4.2点、平成28年度実績:4.3点 |
| 達成手段3                                   |  | 補正後予算額(執行額)        |   | 30年度当初予算額 | 関連する指標番号 | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等  |          |          |          |          | 平成30年行政事業レビュー事業番号   |
| 28年度                                    | 29年度   | 30年度               |   |           |          |   |          |          |          |          |   |
| (23)                                    | 国立社会保障・人口問題研究所運営経費(平成8年度)  | 14百万円<br>(12百万円)   |   | 16百万円     | 3        | 優れた研究成果を創出し、それを次の段階の研究に反映するための研究評価を実施するとともに、機関誌等の刊行により研究成果を広く社会に提供するとともに、組織運営の適正化を図るため評議員会を開催している。<br>このような広く国民の政策的な関心に応える最新情報を提供する機関誌等は、多くの人に活用されており、研究成果を広く社会に提供することにより、国民の福祉の向上に寄与するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (24)                                    | 国立社会保障・人口問題研究所基盤的研究費(平成14年度)                                     | 2百万円<br>(2百万円)     |   | 14百万円     | 3        | 社会保障・人口問題全般における基礎資料やデータベースの整備等を実施する。<br>これは国立社会保障・人口問題研究所において実施している各種研究調査の土台としての役割を担っており、これらの研究調査の質の向上に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (25)                                    | 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査)(平成8年度)                                     | 128百万円<br>(128百万円) |   | 34百万円     | 3        | 調査地区から層化無作為抽出した地区における世帯及び世帯員を調査の客体とし、地方公共団体において任命された調査員が世帯を訪問し、調査を行い、その調査結果を国において集計し、詳細な分析を実施する。<br>これにより、当調査の結果を各種施策の指標や公的年金の財政検証等に幅広く活用することで様々な政策の立案や評価に資するもの。  |          |          |          |          |   |
| (26)                                    | 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査による分析モデル開発)(平成8年度)                           | 2百万円<br>(2百万円)     |   | 2百万円      | 3        | 社会保障・人口問題基本調査で得た調査結果の要因分析を行うための分析モデルを開発する。<br>本事業は、(25)の調査について、さらに踏み込んだ分析を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。  |          |          |          |          |   |
| (27)                                    | 研究調査経費(社会保障・人口問題基本調査の事後事例調査)(平成8年度)                              | 2百万円<br>(1百万円)     |   | 2百万円      | 3        | 調査地区の調査協力機関、調査員及び調査対象者に対して、研究所研究員が現地に向き向き取り調査を実施し、その結果を踏まえた分析を実施する。<br>本事業は、(25)の調査について、さらに踏み込んだ事後調査を行うものであり、調査結果の充実に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (28)                                    | 社会保障情報・調査研究費(平成8年度)  | 3百万円<br>(3百万円)     |   | 3百万円      | 3        | ①OECD基準に沿った社会支出総額及びGDP(国内総生産)に対する比率、政策分野別にみたデータなどの集計及び国際比較<br>②ILO基準に沿った社会保障給付費総額や機能別(高齢、障害、保健医療などの区分)、制度別(年金、医療、介護などの制度区分)にみたデータ、及び財源データの集計<br>③過去からの社会支出及び社会保障給付費等に関する時系列データの整備<br>本事業の成果である社会保障費用統計は、統計法上の基幹統計として国際比較分析等において特に重要な公的な統計と位置付けられるとともに、社会保障給付と社会保障負担に関する制度改正への国民の理解及び合意形成の基礎資料となるものであり、社会保障制度の安定と発展、ひいては国民の福祉に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (29)                                    | 研究成果の普及等に要する経費(平成8年度)  | 3百万円<br>(3百万円)     |   | 4百万円      | 3        | 厚生政策セミナーの開催及び研究成果の公表に関する事業等を実施する。<br>本事業により、国内外の一流の研究者を招き、広く学界及び行政担当者に門戸を開いて交流を図ったり、研究成果や事業内容等を公開することは、研究成果を広く社会に提供するという国立社会保障・人口問題研究所の目的の達成に資するもの。   |          |          |          |          |   |
| (30)                                    | 政策形成に携わる職員の資質向上支援事業(平成24年度)                                      | 1百万円<br>(1百万円)     |   | 1百万円      | 3        | 外部講師(外国人研究者含む)による研究会等を行う。<br>本事業により、講演会による意見交換等を通じ、よりの確に社会保障・人口問題分野の政策課題を把握した研究が実施できる体制の構築、ひいては国民の福祉の向上に資するもの。  |          |          |          |          |   |
| (31)                                    | 長寿化・高齢化の総合的分析及びそれらが社会保障等の経済社会構造に及ぼす人口学的影響に関する研究(平成26年度)          | 1百万円<br>(1百万円)     |   | -         | 3        | 日本版死亡データベースの維持・更新・拡張により、地域別・死因別のより詳細な死亡データの提供、出生・健康など、高齢化の総合的分析を目的としたより広範囲の人口学的データの取扱いを行う。また、このデータベースを活用し、健康度改善が死亡率や高齢化にもたらす影響評価、またこのような高齢期の構造変化が医療費など社会保障制度に与える影響分析を行う。さらに、平均寿命・健康寿命の延伸に関する人口学的分析及びこれらが長期的な人口に及ぼす影響のシミュレーションを行って、これに年金財政検証システム等を統合させることなどにより、社会保障を中心とした経済社会構造に及ぼすインパクトを人口学的に分析する。一方、医学・生物学・経済学との連携等、人口学の周辺領域などを含めた長寿化・高齢化に関する総合的な研究を蓄積し、民間の実務領域とコラボレーションによる総合的研究を実施する。<br>このように、人口学と社会保障、社会経済とが関連付けられた研究は、当研究所が掲げる目的の一つであり、その成果は同分野における政策形成に資するもの。 |          |          |          |          |   |
| (32)                                    | 社会保障サービスの受益・業務負担軽減に向けた地域組織の空間的配置・人的連携の基礎的研究(平成26年度)              | 6百万円<br>(5百万円)     |   | -         | 3        | 社会保障サービス事業所マップ調査、自治体事例調査、社会保障サービス利用調査を実施し、要社会支援者と運用を担う事業所立地の空間的把握による各窓口の立地マップ作成、組織の在り方・業務の記述分析、手続き・サービス体制のモデル・ケースを提示する。そして社会保障制度の運用面に関わる組織的・人的構成の実態、手続き業務の重複による非効率など、調査研究を通して、社会保障制度の運用に資する部門間の連携と、現場の負担軽減に向けた組織再編・人的配置・研修などの潜在ニーズを顕在化させることにより、社会保障サービスの改善を図り、国民の福祉の向上に寄与するもの。  |          |          |          |          |   |
| (33)                                    | 特別研究費(将来人口推計のための調査分析ならびにシステム開発事業)(平成27年度)                        | 6百万円<br>(6百万円)     |   | 7百万円      | 3        | 将来人口推計、将来世帯推計の効率化と精度改善、説明力の向上を図るために必要なシステムを開発した上で、将来人口推計を算出することにより、各種施策、将来計画等の信頼性向上に寄与し、年金財政計画等の各種施策立案に的確な基礎数値を与える等、社会保障政策の立案や実施過程に寄与するもの。  |          |          |          |          |   |

|      |  |   |       |   |  |
|------|--|---|-------|---|--|
| (34) | 長寿革命に係る人口学的観点からの総合的研究<br>(平成29年度)        | - | 6百万円  | 3 | 既に稼働している日本版死亡データベースの維持のほか、死因データなど死亡関連データに加え、出生や結婚などに関するデータの追加などデータベースの拡張を行う。また、健康寿命表分析などを行い、健康度改善がもたらす影響評価及び平均寿命や健康寿命の延伸に関する人口学的分析を行う。また、死亡過程について、各種統計の二次利用による統計的な分析を行うとともに、国内における複数の自治体等へヒアリングを行い、プロセスの解明を試みる。また、民間アクチュアリーなど実務領域との連携を進めながら、長寿革命をめぐる諸研究について人口学を中心に多方面から(再)検討するとともに、従来個々の学問領域で行われてきた研究を統合して高齢者に関する学際的研究を行う事によって来たるべき超高齢化社会への処方箋を探る。<br><br>我が国初の試みとして開発し、長寿革命に係る人口学的分析に必須の資料となっている「日本版死亡データベース(JMD)」の継続提供、整備・充実に関する必要性が高まっている。また、骨太の方針2016に掲げられた世界最先端の健康立国の実現を目指す、健康寿命の延伸等、世界最長寿命である我が国の長寿化の進展と健康期間の関係等に係る研究等を進めるとともに、日本への国際的注目が高まる2020年度を目標に、世界最長寿命国として、その成果を海外へも発信していく。               |
| (35) | 先進事例調査分析・横展開による自治体機能強化支援総合研究<br>(平成29年度) | - | 20百万円 | 3 | 本事業では、地域マネジメントを構成する3つの力(①地域診断力、②ノウハウの展開力、③多主体会議の運営能力)の向上を図る。一点目の地域診断力の向上に関しては、小地域(日常生活圏域、小学校区など)単位での地域包括ケア関連諸指標の見える化を図るためのツール開発を行う。二点目のノウハウの展開力に関しては、複数市町村を入れた検討会を立ち上げた上で、各事業(在宅医療・介護連携事業等)ごとの先進的な取り組みをヒアリングするとともに、そのノウハウを整理する(ノウハウ集の作成)、その後、同ノウハウを習得するための研修を実施し、研修方法や内容に対する評価を行う。三点目の多主体会議の運営能力に関しては、ファンリテーション研修方法を市町村の意見も取り入れながら試行し、専門家による事後レビューを行った上で、研修方法の確立を図る。<br><br>地域包括ケア構築を効果的に展開するためには、データに基づく現状分析(地域診断)～地域課題の抽出～関係者間での地域課題の共有～課題解決策の検討と遂行～モニタリング～実施方法の見直しといった自治体の地域マネジメント力の強化が必須となる。本事業では、地域マネジメント力の3要素(①地域診断力(小地域単位)、②多主体会議の運営力、③先進地区のノウハウの展開力)の強化を図るため、ツール開発、研修方法の開発、ノウハウ集の作成等を総合的に実施する。 |
| (36) | 「一億総活躍社会」実現に向けた総合的研究<br>(平成29年度)         | - | 19百万円 | 3 | 本事業では、①すべての子どもの未来を築く子ども・子育て支援に向けた実証研究、②若者世代の包摂を促す社会的支援の研究、③中高年の活躍を支える介護基盤と介護者支援の研究、④医療・介護サービスを含む総合的な支援の研究である。これらの研究を実施することにより、子育て困難家庭の実態把握、就職不安定世代の生活を安定させるために活用できる社会資源の実態把握、家族介護者の実態把握を行い、介護者の負担軽減に資する具体的な対応策を提示を行う。<br><br>ニッポン一億総活躍プランにて提示された、「希望出生率1.8」、「介護離職ゼロ」を実現するための厚生労働本省の事業と連携し、事業の実施や評価のために必要な基礎的な情報の収集・蓄積、分析を行うことにより、社人研の提供する知見が効率的・効果的な厚労省所管事業の遂行に貢献することを通じて一億総活躍社会の実現に寄与することを目的とする。  |

達成目標4について

| 測定指標(アウトカム、アウトプット)<br>※数字に○を付した指標は主要な指標                      | 基準値            | 基準年度        | 目標値      | 目標年度      | 年度ごとの目標値<br>年度ごとの実績値  |                        |                   |          |          | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |
|--|----------------|-------------|----------|-----------|---|------------------------|-------------------|----------|----------|---|
|  |                |             |          |           | 29年度  | 30年度                   | 31年度              | 32年度     | 33年度     |   |
|  |                |             |          |           | 平均3.5点以上  | 平均3.5点以上               | 平均3.5点以上          | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 |   |
| ④ 国立感染症研究所における研究課題評価(毎年度実施)<br>※総合評点は5点満点で、3点で「良好」の評価(アウトカム) | -              | -           | 平均3.5点以上 | 毎年度       | 平均3.5点以上  | 平均3.5点以上               | 平均3.5点以上          | 平均3.5点以上 | 平均3.5点以上 | 外部の専門家による評価については、あらかじめ定められたルールの下で、評価委員会を組織して行っていることから、客観的な評価を集中的かつ効果的に実施することができる。<br>なお、評価結果の公表は各機関におけるホームページ等において行っているところである。<br>(参考)平成27年度実績:4.4点、平成28年度実績:4.3点 |
| 達成手段4  |                | 補正後予算額(執行額) |          | 30年度当初予算額 | 関連する指標番号  | 達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等 | 平成30年行政事業レビュー事業番号 |          |          |   |
| 28年度   | 29年度           |             |          |           |   |                        |                   |          |          |   |
| (37) 国立感染症研究所共通経費(平成19年度)                                    | 126百万円(125百万円) |             | 108百万円   | 4         | 国立感染症研究所研究業務全般に必要な備品、消耗品等の購入費用、印刷製本費、通信運搬費、非常勤職員給与等。<br>このように、研究業務等に必要な備品、消耗品等を適正かつ効果的に購入等することにより、国立感染症研究所の円滑な運営、研究業務等の遂行に資するもの。  |                        |                   |          |          |   |
| (38) 国立感染症研究所運営経費(昭和50年度)                                    | 103百万円(102百万円) |             | 66百万円    | 4         | 国立感染症研究所の業務として血清情報管理室の運営、ハンセン病に関するレファレンス等を行う。<br>本事業で、血清情報管理室が保有する血清の保存管理を適切に行うことで、国立感染症研究所における各種感染症研究・調査の円滑な実施に資するもの。<br>また、ハンセン病に関するレファレンス業務では、我が国唯一のハンセン病専門の研究機関として、一般医療機関でのハンセン病の診断や治療、鑑別診断を支援することにより、ハンセン病治療の充実と知識の普及に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (39) 国立感染症研究所基盤的研究費(平成14年度)                                  | 124百万円(124百万円) |             | 124百万円   | 4         | 技術的な根拠のある感染症対策を可能とするため、病原体等を取り扱う上での安全管理の研究、実験動物の微生物モニタリング、生物学的製剤、抗生物質等の安全管理に関する研究、感染症に関する検査システムを確保するために必要な研究、感染症に関わる基礎研究等多岐に亘る研究を行う。<br>本事業では、研究業務を遂行する上で必須である科学的基盤を維持するための研究を実施しており、その成果は、感染症の応用研究や競争的研究開発の基礎としてこれらの研究等の実施に資するもの。  |                        |                   |          |          |   |
| (40) 生物安全対策費(昭和56年度)   | 33百万円(33百万円)   |             | 32百万円    | 4         | 研究者等の病原体からの保護、外部への漏出防止等のために対処した高度封じ込め実験施設の特性をもった施設を維持するために、常時機能が十分発揮できる状態に維持する。<br>これにより、研究者等を病原体から保護し、また、病原体の外部への漏出を防ぐための高度封じ込め実験施設を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (41) 国立感染症研究所施設管理事務経費(昭和57年度)                                | 424百万円(421百万円) |             | 325百万円   | 4         | 国立感染症研究所村山庁舎の施設管理維持、定期点検整備を行う。<br>このように、国立感染症研究所村山庁舎における電気設備、機械設備及び給排水衛生設備等について正常な運転を維持管理することで、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (42) エイズ研究センター経費(昭和63年度)                                     | 8百万円(8百万円)     |             | 8百万円     | 4         | 人材育成を介してアジア・アフリカ地域等のHIV感染診断検査技術向上に結びつけることを目的としてHIV感染診断検査技術講習(10-12カ国を対象とするHIV感染診断技術および疫学手法に関する講習)等を行っている。<br>このように、HIV感染診断検査技術の普及・向上を推進することにより、世界のHIV感染拡大の抑制に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (43) 戸山庁舎関係経費(平成4年度)   | 434百万円(432百万円) |             | 368百万円   | 4         | 国立感染症研究所戸山庁舎の施設設備を適切な状態に維持管理するための保守・点検等の業務委託及び光熱水料。<br>このように、国立感染症研究所戸山庁舎における大型特殊実験施設を適正に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (44) 国立感染症研究所共同利用型高額研究機器整備費(平成5年度)                           | 76百万円(76百万円)   |             | 66百万円    | 4         | 国立感染症研究所の共同利用型高額機器として、細胞自動分析分離装置及び超高分解能操作電子顕微鏡を整備する。<br>このように、国立感染症研究所の事業やその他の大学、研究機関との研究にも利用可能な高額研究機器を整備し、共同利用することで、実験の効率化と科学技術推進に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (45) ハンセン病研究センター経費(平成9年度)                                    | 149百万円(147百万円) |             | 132百万円   | 4         | (1)ハンセン病研究センターの研究棟、管理棟、動物棟の管理運営及びP3新研究実験等運営費<br>(2)ハンセン病の薬剤耐性菌に関する調査研究<br>(3)ハンセン病国際協力推進事業(ハンセン病濃厚地域に人材を派遣し流行地技術移転)<br><br>このように、ハンセン病研究センターにおける研究棟を適切に維持管理することにより、研究業務等の安全かつ円滑な実施に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (46) 感染症疫学センター経費(平成9年度)                                      | 35百万円(34百万円)   |             | 30百万円    | 4         | (1)サーベイランス(感染症監視)事業<br>1. 感染症発生動向調査システム運用と週報編集発行<br>2. 病原体検出情報システム運用と病原微生物検出情報編集発行<br>(2)感染症予防治療情報システム事業<br>感染症にかかる予防治療情報等のwebによる発信を行う。<br><br>このように、感染症法に基づく感染症発生動向調査における中央感染症情報センターとして、様々な感染症情報の収集、分析及び公表を行うことで、広く国民一般への感染症の知識の普及と予防啓発に資するもの。   |                        |                   |          |          |   |
| (47) 感染症危機管理人材養成事業費(平成11年度)                                  | 10百万円(9百万円)    |             | 9百万円     | 4         | 実施疫学調査専門家(FE)の養成:米CDCや世界保健機関(WHO)との協力のもと、国立感染症研究所内に世界標準となる2年間の実地疫学専門家養成コース(FETP)を設置し、On-the-job(実務研修)によるFEの育成を行う。疾病アウトブレイクへの直接対応を通して、健康危機管理対応を実践しつつ、知識・技術・実務の総合技能の修得を図る。データの収集・分析・還元技能修得のため、感染症サーベイランスのデータ分析還元や疫学研究の立案と実施を、また、国際的な感染症危機管理技能修得のため、WHO西太平洋地域事務局での実務研修も行う。さらに、地方自治体における人材育成に寄与するため、自治体等の感染症対策関係者への講習等を行う。<br>このように、感染症疫学調査の専門家を養成し、国と地方が連携して積極的に疫学調査を実施することにより、健康危機管理体制の確立と強化に資するもの。 |                        |                   |          |          |   |

|      |   |                  |        |   |  |
|------|---|------------------|--------|---|--|
| (48) | 国立感染症研究所競争的研究事務経費<br>(平成13年度)                                       | 33百万円<br>(33百万円) | 319百万円 | 4 | 1研究あたりの研究費の増大に伴う研究者個人による研究費管理の増大から、競争的研究資金に係る経理について機関経理を行うとともに、補助員に係る機関雇用を行う。また公的研究である厚生労働科学研究の公正性、信頼性を確保するため、利害関係が想定される企業等との関わり(利益相反)についてその管理に必要な利益相反委員会を運営する。<br>このように、競争的研究費の機関経理業務を行うことで、公的研究費の公正性及び信頼性の確保に資するもの。  |
| (49) | 生物学的製剤の安全性情報収集、解析、評価に係る研究事業費<br>(平成15年度)                            | 3百万円<br>(3百万円)   | 1百万円   | 4 | ①生物学的製剤にかかる情報を能動的検索により収集し、探知された情報をそれぞれの疾患・病原体の専門家が評価し、事務局が集約する。<br>②毎月および随時所内の評価委員会で①の情報的重要性と影響をリスク評価する。<br>③②の評価結果にしたがって、健康危険情報を科学的エビデンスをつけ厚生労働省担当部局に報告する。<br>このように、国内外の生物学的製剤に起因する感染症に関する科学・疫学情報を収集、リスク評価し、厚生労働省担当部局と共有することにより、速やかな行政対応及び対応の遅れによる被害を防止するとともに、国の責務として国民に安全な生物製剤を提供することに資するもの。   |
| (50) | ロタウイルスワクチン検定及び品質管理に関する基礎研究<br>(平成23年度)                              | 5百万円<br>(5百万円)   | 3百万円   | 4 | 平成23年度ロタウイルスワクチン(単価ワクチンのロタリックス、5価ワクチンのロタテック)の承認、接種開始に対応して、安全性管理、並びに品質管理を国家検定業務にて行う必要がある。本ワクチンは、弱毒化生ワクチンであり、接種後に被接種者体内で増殖することでロタウイルスに対する総合的な免疫を誘導し、重篤な症状の出現を防止する。しかし、その作用機序は明らかとされておらず、ロタウイルスの弱毒化に関する分子基盤も得られていない。本事業では、ワクチンの品質管理手法の構築、並びに、ロタウイルスの病原性発現機構、ワクチンの作用機序を研究し、品質管理に役立てるとともに、ワクチン由来ロタウイルス感染症の出現の予防を行う。<br>本事業により、ウイルスの病原性、免疫誘導などに関する基礎的研究、流行の疫学研究を行うことで、生ワクチンの品質と安全性を確保する検定・検査方法の確立に資するもの。 |
| (51) | 侵襲性真菌症に対する対策事業<br>(平成28年度)  | 2百万円<br>(2百万円)   | 2百万円   | 4 | 全国から依頼のある高病原性真菌による感染症の診断支援等のための検査を実施すると共に、当該真菌に係るスクリーニング検査法の標準化を図る他、緊急に必要な真菌検査法の構築を図るもの。<br>これにより正確な真菌症の疫学データの収集が可能となることにより、国内における高病原性真菌の唯一の検査施設としてデータを提供すること等により施策判断に寄与するもの。  |
| (52) | 薬剤耐性菌感染症制御研究事業費<br>(平成29年度)   | -                | 306百万円 | 4 | 病原体収集体制を構築し、耐性菌株を収集することにより菌株の薬剤耐性遺伝子を調べ、国内での薬剤耐性の流行状況を分子疫学的に把握する。院内感染発生時には自治体と連携して病原体解析、疫学解析を行い、感染対策支援を行う。さらに家畜、食品由来の薬剤耐性菌の情報も収集し、ワンヘルスの考えから社会における薬剤耐性の動向を俯瞰的に把握する。国際協力については、日本の薬剤耐性サーベイランスの集計プログラムをアジア途上国に提供し、各国での薬剤耐性サーベイランスシステムの構築を支援する。<br>このように、各分野の様々な情報を収集、集約、分析し、社会に情報発信することにより、薬剤耐性菌感染症に係る政策提言に資するもの。   |
| (53) | 国際的脅威となるジカウイルス感染症、SFTS等の節足動物感染症対策及び不明感染症例の病理検査の確立に係る事業費<br>(平成29年度) | -                | -      | 4 | ジカウイルス感染症、デング熱の国内流行に備えた対策として、迅速診断システムの開発と改良、検疫所、地方衛生研究所における連携強化、ウイルスの胎内感染機序の解明と予防を行う。SFTS対策として、関係機関への継続的なSFTSの診断支援、疫学的・臨床的特徴の調査、SFTS診断システムの維持・改善を行う。また、不明感染症の病理学的検査法の開発を行う。<br>このように、国際的脅威となる節足動物感染症対策及び不明感染症例の病理検査の確立に係る研究を行うことで、国内における感染症流行対策及び検査体制の維持構築に資するもの。  |
| (54) | 日中韓感染症会議経費<br>(平成30年度)  | -                | 3百万円   | 4 | 我が国と近隣アジア諸国が連携して新興・再興感染症発生に際して適切な対応を図るため、関係国における中核研究機関である日本(感染症研)、中国(中国CDC)、韓国(韓国CDC)が一堂に会して日中韓感染症シンポジウムを開催する。<br>このように、関係国における国際会議を行うことで、鳥・新型インフルエンザをはじめとする新興・再興感染症の発生動向や対応、病原体情報等に関する最新の情報交換及び共同研究の推進、国内への情報還元に資するもの。  |
| (55) | ポリオウイルス病原体管理強化に伴う検定検査研究業務(GAPⅢ対応)に係る事業費<br>(平成30年度)                 | -                | 7百万円   | 4 | GAPⅢポリオウイルス病原体バイオリスク管理基準の下で、(1)ポリオウイルス取扱い施設国内認証の取得、(2)不活化ポリオウイルスワクチンの検定業務(BSL3+α相当施設での2型株中和試験を含む)、(3)流行予測調査事業等による血清疫学試験、(4)新規不活化ポリオウイルスワクチンの開発研究、(5)WHO Global Specialized PV Laboratoryとしてのポリオウイルスの研究、(6)野生株・ワクチン株ポリオウイルス標準品の管理を実施する。<br>このように、GAPⅢポリオウイルス病原体バイオリスク管理基準の下で検定検査業務を行うことで、世界ポリオ根絶計画の推進に資するもの。  |
| (56) | 血液製剤の品質管理業務向上のためのプロトコルレビュー導入に向けた体制構築に係る事業費<br>(平成30年度)              | -                | 3百万円   | 4 | 血液製剤のロットリリースにおいて、血液製剤製造の品質を製造工程の段階から把握・チェックするためのプロトコルレビューの実施体制を構築し、また、生物学的製剤の国家検定試験法を改良・改善する。<br>このように、血液製剤のプロトコルレビュー体制を構築し、国家検定試験法を改良改善することで、日本における血液製剤等の適切な供給と品質管理の向上に資するもの。   |
| (57) | ASEAN+3実地疫学研修ネットワーク運営委員会会議経費<br>(平成30年度)                            | -                | 3百万円   | 4 | 第9回ASEAN+3実地疫学研修ネットワーク(FETN)運営委員会を開催し、新たなFETP研修モジュールの開発及びETPの指導者研修を促進する。また、FETPのチーム形成能力やコミュニケーション能力の開発を図る。<br>このように、ASEAN+3メンバー国の国際会議を行うことで、東南アジア地域のFETP育成において日本がリーダーシップを発揮し、地域の健康危機管理に対応するネットワークの強化に資するもの。  |
| (58) | 国際的脅威となる感染症の流入・蔓延防止を目的とした迅速な診断法の確立に係る事業費<br>(平成30年度)                | -                | 10百万円  | 4 | 国際的に脅威となる感染症対策の強化につなげるため、不明感染症を含む感染症例の検査・診断(病理診断検査を含む)の整備する。ウイルス性出血熱や新たな病原体に対する感染動物モデル作成のための基盤を整備する。ウイルス性出血熱(SFTSを含む)、重症呼吸器ウイルス感染症、原因の分からない脳炎(ヘンドラウイルス、ニパウイルス等の脳炎を含む)の診断法・予防法の開発と標準化・普及を行う。<br>このように、国際的脅威となる感染症及び不明感染症例の病理検査の確立に係る研究を行うことで、国内における感染症の流入や蔓延防止の対策に資するもの。  |

| 施策の予算額・執行額                        | 区分            |             | 29年度      | 30年度      | 31年度要求額       | 政策評価実施予定<br>時期(評価予定表) | 平成33年度 |  |
|-----------------------------------|---------------|-------------|-----------|-----------|---------------|-----------------------|--------|--|
|                                   | 予算の状況<br>(千円) | 当初予算(a)     | 3,255,230 | 3,408,544 | —             |                       |        |  |
|                                   |               | 補正予算(b)     | 0         |           |               |                       |        |  |
|                                   |               | 繰越し等(c)     |           |           |               |                       |        |  |
|                                   |               | 合計(d=a+b+c) | 3,255,230 | 3,408,544 | —             |                       |        |  |
|                                   | 執行額(千円、e)     |             |           |           |               |                       |        |  |
| 執行率(%、e/d)                        |               | 0.0%        |           |           |               |                       |        |  |
| 関連税制                              |               |             |           |           |               |                       |        |  |
| —                                 |               |             |           |           |               |                       |        |  |
| 施策に関する内閣の重要施策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称    |             |           | 年月日       | 関係部分(概要・記載箇所) |                       |        |  |
|                                   | —             |             |           | —         | —             |                       |        |  |